

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年12月3日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2500276 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(脱) 第 2500001 号

## 第1 結論

昭和 38 年 4 月 1 日から昭和 46 年 9 月 11 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 22 年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から昭和 46 年 9 月 11 日まで

支給済期間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から昭和 39 年 12 月 31 日まで  
② 昭和 40 年 3 月 1 日から昭和 43 年 3 月 21 日まで  
③ 昭和 43 年 4 月 1 日から昭和 46 年 9 月 11 日まで

A 事業所、B 事業所及び C 事業所に勤務したが、これらの被保険者期間について年金記録を確認したところ、脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。脱退手当金を受給した記憶はなく、若い時期だったので、厚生年金保険を脱退する知識もなかった。請求期間について脱退手当金を受給したとは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りではなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 47 年 3 月 7 日に支給決定されているほか、請求者の厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金の支給を示す「脱」表示が確認できるなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、請求期間である 3 つの事業所における厚生年金保険の加入記録は、同一の厚生年金保険被保険者記号番号(以下「記号番号」という。)で管理されているにもかかわらず、請求期間後の加入記録はこれとは別の記号番号で管理されていることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。